

## 持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書

高齢化の進行や経済成長を上回る医療費の伸びを背景に、いわゆる「医療保険制度改革関連法」が制定され、社会保障と税の一体改革の中で医療制度及び財政面の改革が進められている。

この関連法により、当面の財政は安定するとしても、市町村国保に低所得者や高齢者が増えている構造は変わらないのではと危惧される。

また、社会保険診療が非課税取引であるがゆえに仕入税額控除ができず、医療機関等が仕入に際して支払う消費税は、医療機関のコストになっており、消費税率が10%に引き上げられることが予想される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分の実態を正確に把握する必要がある。

「国保は福祉であるのが究極の目的」であり、「保険という制度を採っているのは、あくまでも福祉という目的を達成するための手段」であることから、今後さらなる超高齢化社会を迎える中で国民皆保険を維持するために国保を社会保険としていかに維持していくかという根源的な課題を解決する必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 国民に必要なかつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源を確保すること。
- 2 医療機関等に負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣、地方創生担当大臣